

北海道緑庭会

2022年度 総会 議案書

〔議 事〕

- ▶ 報告事項 1. 2021年度 (2021年7月~2022年3月) 会務・事業報告
- 2. " 会計決算・監査報告

- ▶ 協議事項 1. 2022年度 (2022年4月~2023年3月) 事業計画 (案)
- 2. " 会計予算 (案)
- 3. 会則等の改正 (案)
- 4. 役員改選 (案)

〔2021年度 北海道緑庭会役員〕

(敬称略、氏名に続くカッコ内は卒業年)

会 長	谷口 晶彦	(H 2)
副会長	姉崎 啓司	(S56)
	高橋 恵子	(H 2)
幹事長	研谷 敦	(H 7)
副幹事長	三上 和義	(H 9)
会計幹事	原 優子	(H 5)
監査役	倉増 泰幸	(S58)
	中山 琢磨	(H 5)
幹 事	菊池 千春	(H 7)
	高橋 真美	(H 7)
	猪口 純路	(H11)
	佐々木真央	(H28)
顧 問	佐藤 則之	(S44)
	青木 洋一	(S52)
	佐藤 雅規	(S54)
相談役	中村 嘉成	(S62)
	野村 文吾	(S63)

報告事項

1. 2021年度（2021年7月～2022年3月） 会務・事業報告

(1) 会員親睦に関する事業

① 緑庭会の全国組織化

緑庭会の全国組織化を目指した結成準備委員会の役員会(9回)と全体会議(5回)に、北海道緑庭会役員が参画して検討を重ねました。

② 総会

2021年度は8月7日(土)に開催を予定しておりましたが、コロナ禍により中止となりました。

③ 親睦テニス大会

2021年度の親睦テニスは10月16日(土)にテニスは小樽グリーンテニスクラブにおいて学生10名を含めた総勢27名が参加し、怪我人もなくテニスを楽しむことができました。

その後、小樽天狗山に会場を移し、学生の全国王座に向けた壮行会を兼ねて総勢31名で懇親会を行い、盛会となりました。

(2) 現役学生を支援する事業

① 環境整備実行委員会の運営

コロナ禍により、緑丘コートは全面使用禁止となっていたことから、学生の練習機会を確保するため、8月～9月にかけて、民間のテニスコートの使用にかかる費用を環境整備実行委員会から支援しました。

また、部誌の発行に関する費用を一部負担いたしました。

② 学生主催行事への出席

2021年度は、コロナ禍により学生王座決定試合を除く多くの行事が中止となりました。このような中、2022年3月19日(土)に小樽市民会館で4年生を送り出す卒部式がささやかに開催され、OB・OG17名が会場に駆けつけ、現役部員と一緒に卒部をお祝いしました。

(3) 部誌「緑庭」におけるOB・OGに関する事業

① 名簿修正管理

環境整備実行委員会の運営を通じて情報を修正しました。

② 環境整備実行委員会の会計決算報告

部誌誌上を借りて環境整備実行委員会の会計決算を報告いたしました。

(4) その他

① 三大学テニス部合同OB会

コロナ禍により今年度は中止としました。

② その他、北海道緑庭会の関与する事項

2. 2021年度（2021年7月～2022年3月） 会計決算・監査報告

別紙①のとおり

協議事項

1. 2022年度（2022年4月～2023年3月） 事業計画（案）

(1) 小樽商科大学硬式庭球部支援の検討・実施

- ① 庭球部後援委員会（旧環境整備実行委員会）によるテニスコート整備などの支援
緑丘会 110 周年記念募金からテニスコート整備費として 300 万円の配分があり、
現在集めている寄付金と合わせてテニスコートの早期改修を実施
- ② 学生主催行事への出席

(2) 会員相互の親睦行事の検討・実施

- ① 総会 2022 年度は 5 月 14 日（土）に開催、2023 年度も GW 明けの開催を予定
- ② 親睦テニス大会 年数回の開催を企画（三大学テニス部合同 OB・OG 会を含む）

(3) 部誌「緑庭」における OB・OG に関する事業

- ① 広報委員会による OB・OG 住所録の修正・管理及び寄稿依頼と出稿管理

(4) 緑庭会公式ホームページの運営・管理

- ① 広報委員会による公式ホームページの運営・管理

(5) その他

- ① 商大硬庭創部 111 周年記念行事の準備（9 月実施を予定）
- ② その他、北海道緑庭会の関与する事項

2. 2022年度（2022年4月～2023年3月） 会計予算（案）

別紙②のとおり

3. 会則等の改正（案）

全国組織化に伴う、小樽商科大学緑庭会総則、北海道緑庭会会則、庭球部後援委員会運営細則及び広報委員会運営細則は、別紙③-1、2、3、4 のとおり

4. 役員改選（案）

役員は現行のまま継続したい。

以 上

2021年度 会計決算書

2021年7月1日～2022年3月31日

1. 一般会計

(収入の部)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
年会費	150,000	120,000	△ 30,000	3000×31名 6000×2名 15000×1名
総会参加費	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
親睦テニス会費	20,000	0	△ 20,000	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
壮行会会費	0	86,000	86,000	2021年10月16日実施
雑収入	0	317,003	317,003	預金利息・全国王座寄付金壮行会当日預かり分
繰越金	421,383	421,383	0	
合計	591,383	944,386	353,003	

(支出の部)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
学生への寄付	0	400,000	400,000	実支出 83,000円
総会費	0	8,988	8,988	総会議案書作成
事業費	30,000	151,685	121,685	全国王座壮行会 2021年10月16日実施
通信費	40,000	17,672	△ 22,328	総会議案書郵送料
会費会議費	40,000	25,900	△ 14,100	三役会・役員会補助、若手会費補助
交際費	30,000	9,504	△ 20,496	王座優勝・佐藤顧問 祝電
雑費	5,000	330	△ 4,670	振込手数料
予備費	446,383	0	△ 446,383	
次年度繰越金		330,307	330,307	
合計	591,383	944,386	353,003	

2. 特別会計 <110周年事業>

科目	収入	支出	摘要
繰越金	30,000		緑庭会より一時借(預金)
延期案内送料		11,760	
次期繰越金		18,240	
合計	30,000	30,000	

財産内訳

摘要	金額	
現金	57,572	
普通預金	290,975	北洋銀行
合計		348,547

上記のとおり、報告いたします。

会計責任者

原 優子



会計監査報告書

2021年度一般会計決算書について諸帳票ならびに証拠書類を照合し、
監査の結果上記の通り相違ありません。

2022年5月8日 監査役

倉増 泰幸



監査役

中山 琢磨



2022年度 会計予算案

2022年4月1日～2023年3月31日

1. 一般会計

(収入の部)

科 目	予 算 額	摘 要
年会費	150,000	目標50口×@3,000円
総会参加費	90,000	18名×@5,000円
親睦テニス会費	20,000	
繰越金	330,307	
合 計	590,307	

(支出の部)

科 目	予 算 額	摘 要
総会費	90,000	
事業費	80,000	親睦テニス費用、緑庭会HP運営分担金
通信費	40,000	はがき代、郵送料
会費会議費	40,000	三役会・役員会補助、若手会費補助
交際費	30,000	慶弔、外部関係費
雑費	5,000	事務費、交通費
予備費	305,307	
合 計	590,307	

2. 特別会計 <110周年事業>

項 目	収 入	摘 要
繰越金	18,240	
合 計	18,240	

小樽商科大学緑庭会 総則

第1条（名称）

本会は小樽商科大学緑庭会と称する（以下「本会」という）。

第2条（目的）

本会は、小樽商科大学硬式庭球部への支援、及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（組織）

本会は、以下の組織から構成する。各組織の詳細については、別途会則及び運営細則を定める。

1. 地区緑庭会
 - (1) 北海道緑庭会
 - (2) 関東緑庭会
2. 専門委員会（常設）
 - (1) 庭球部後援委員会
 - (2) 広報委員会

第4条（緑庭会協議会）

第3条の地区緑庭会は、緑庭会全体の活動に係る事項で調整する必要がある場合には、両地区緑庭会の役員代表で構成される緑庭会協議会を開催して解決を図る。

第5条（会員）

本会の会員は、小樽商科大学硬式庭球部を卒業又は在籍した者とする。但し、本人の申し出または死亡した場合に限り退会とする。

第6条（事業）

本会は以下の事業を行う。

- (1) 小樽商科大学硬式庭球部への支援の検討・実施
- (2) 会員相互の親睦行事の検討・実施
- (3) 緑庭会行事の立案・実施
- (4) 小樽商科大学硬式庭球部との協議・連絡等
- (5) 小樽商科大学当局との折衝等
- (6) 資金管理（寄付金）
- (7) 広報・情報管理
- (8) その他必要な事項

第7条（改廃）

本総則の改廃、及び本総則に定めのない事項については、緑庭会協議会で協議決定する。

（付則）

本総則は2022年4月1日より実施する。

北海道緑庭会 会則（改正素案）

第1条（目的）

本会則は、小樽商科大学緑庭会総則第3条に基づき、北海道緑庭会（以下「本会」という）の事業内容等を定めるものとする。

第2条（所在地及び活動地域）

1. 本会の所在地は、本会幹事長宅とする。
2. 本会の活動地域は、北海道とする。

第3条（会員）

本会の会員は、小樽商科大学緑庭会会員のうち、北海道に在住する者とする。

第4条（事業）

1. 本会は、第2条の活動地域において、以下の事業を行う。
 - （1）小樽商科大学硬式庭球部支援の検討・実施
 - （2）会員相互の親睦行事の検討・実施
 - （3）地区緑庭会としての総会・役員会・幹事会の開催
 - （4）地区緑庭会としての活動状況の集約、会計承認
 - （5）地区会費の集約・管理
 - （6）小樽商科大学当局及び小樽商科大学硬式庭球部との連携窓口
 - （7）その他必要な事業
2. 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第5条（役員）

本会は次の役員を置く。

会長1名、副会長3名以内、幹事長1名、副幹事長1名、会計幹事1名、監査役2名、幹事若干名

第6条（役員・顧問の任務・任期と選任方法）

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。また、総会の議長を担う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行するほか、緑庭会総則第2条の目的遂行にあたる。
3. 幹事長は会務を処理し、事務運営を総括する。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、これを代行する。
5. 会計幹事は会計を掌る。
6. 監査役は会の事業計画の執行、および会計業務を監査する。
7. 幹事は本会の運営をはかる。

役員は会員中より役員会にて選出、総会で承認する。その任期は2年とし、重任を妨げないが、再任は1期（2年）を限度とする。また、会長は役員とは別に顧問及び相談役を推挙することができる。

第7条（総会）

1. 会長は、年1回、会員を招集して総会を開催する。
2. 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 本会の活動報告案・予算案（いずれも当年実績と翌年計画）
 - (2) 本会役員承認
 - (3) 本会会則の改廃
 - (4) その他必要な事項

第8条（役員会）

会長は役員会を必要に応じ適宜開催し、本会の事項について協議する。

第9条（幹事会）

幹事長は幹事会を必要に応じ適宜開催し、活動状況等の共有や、その他の事項について協議する。

第10条（緑庭会協議会）

緑庭会全体の活動に係る必要な事項については、緑庭会協議会にて協議を行う。

第11条（会費）

1. 本会の会費は、年3,000円とする。
2. 本会の運営は、会費及びその他の収入をもってあてる。
3. 緑庭会全体に関わる共通的な経費については、緑庭会協議会で協議の上、適切な負担を行う。

第12条（慶弔）

本会会員並びに本会または庭球部との関係がある団体・個人への慶弔については、会長の判断により対応し、その費用は本会の予算よりあてる。

第13条（改廃）

1. 本会則に定めのない事項については、役員会で協議決定する。
2. 本会則の改廃は、総会の議を経なければならない。

（付則）

本会則は2022年4月1日より実施する。

（2011年4月1日実施開始、2018年8月4日第5条変更、2020年8月1日第6～9条及び11条変更、2021年8月7日第12条変更、2022年4月1日全国緑庭会の発足に伴い全文見直し）

以上

小樽商科大学緑庭会 庭球部後援委員会 運営細則（素案）

（現・環境整備実行委員会規約 改正案）

第1条（目的）

本運営細則は小樽商科大学緑庭会総則第3条に基づき、庭球部後援委員会（以下「本委員会」という）の運営等を定めるものとする。

第2条（事業）

本委員会は、小樽商科大学硬式庭球部（以下「庭球部」という）に対する支援の統一化を図るため、次の事業を行う。

1. 庭球部に対する各種支援計画の策定・実施
支援計画については、大学当局や庭球部現役部員との連携を十分図るものとする。
2. 庭球部テニスコート及びその周辺環境の整備に関する支援
3. 緑庭会会員に対する寄付金の募集・管理
4. 庭球部の部誌「緑庭」の発行その他情報発信・共有に関する支援
5. その他必要な事業

第3条（運営経費）

本委員会の運営に関する経費は、緑庭会会員からの寄付金にて負担する。

第4条（寄付金の募集・管理）

1. 原則として部誌「緑庭」の誌面または同封により、寄付金募集を行う。ただし、第2条の事業推進に特段の予算を要する場合は、緑庭会会員に対して直接寄付金募集を行うことがある。
2. 寄付金の入金・出金については、専用の預金口座・帳簿にて全国の緑庭会会員からの寄付金を一元管理する。

第5条（委員の構成）

本委員会の委員の構成は次の通りとする。

1. 委員長 1名（北海道緑庭会会長）
2. 副委員長 2名（関東緑庭会会長及び北海道緑庭会役員）
3. 会計担当 1名（北海道緑庭会役員）
4. 委員 若干名
5. 監査役 1名（北海道緑庭会会員）

第6条（委員の任務）

1. 委員長は本委員会を代表し会務を総括する。
なお、緊急性のある消耗品の支出については委員長の判断により対応し、委員会及び緑庭会協議会へ事後報告を行うものとする。
2. 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはこれを代行するほか、第2条の事業遂行にあたる。
3. 会計担当は会計全般を掌る。
4. 委員は本委員会の運営をはかる。
5. 監査役は事業計画の執行及び会計業務を監査する。

第7条（委員の選出）

第5条の委員は、地区緑庭会が4月までに内定し緑庭会協議会へ報告する。

第8条（委員会）

1. 本委員会は必要に応じて委員長の招集でオンラインで開催し、事業計画及び提案事項について協議する。
2. 委員会は次の事項を協議し、緑庭会協議会へ報告する。
 - (1) 事業計画（5月まで）
 - (2) 予算・決算（5月まで）
 - (3) 運営細則の改廃
 - (4) その他提案事項
3. 地区緑庭会と調整を要する事項等については、緑庭会協議会で協議する。

第9条（会計）

1. 本委員会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。
2. 旧環境整備実行委員会の預金残高は、2022年4月1日をもって本委員会の財産として引き継ぐものとする。

第10条（付則）

1. 本運営細則に定めのない事項については、委員会で協議決定する。
2. 本運営細則の変更は、委員会の議を経て、緑庭会協議会へ報告する。
3. 本運営細則は2022年4月1日より実施する。

以上

小樽商科大学緑庭会 広報委員会 運営細則（素案）

第1条（目的）

本運営細則は小樽商科大学緑庭会総則第3条に基づき、広報委員会（以下「本委員会」という）の運営等を定めるものとする。

第2条（事業）

本委員会は、次の事業を行う。

1. 小樽商科大学緑庭会のホームページの運営・管理
2. 小樽商科大学緑庭会に関連する情報一切の管理・蓄積
3. その他必要な事業

第3条（運営経費）

本委員会の運営に関する経費は、緑庭会協議会で決定する。

第4条（委員の構成）

本委員会の委員の構成は次の通りとする。

1. 委員長 1名（関東緑庭会役員）
2. 副委員長1名（北海道緑庭会役員）
3. 委員 若干名（北海道緑庭会役員及び関東緑庭会役員各3名程度）

第5条（委員の任務）

1. 委員長は本委員会を代表し会務を総括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはこれを代行するほか、第2条の事業遂行にあたる。
3. 委員は本委員会の運営をはかる。

第6条（委員の選出）

第4条の委員は、地区緑庭会が4月までに内定し緑庭会協議会へ報告する。

第7条（委員会）

1. 本委員会は必要に応じて委員長の招集でオンラインで開催する。
2. 地区緑庭会と調整を要する事項等については、緑庭会協議会で協議する。

第8条（付則）

1. 本運営細則に定めのない事項については、委員会で協議決定する。
2. 本運営細則の変更は、委員会の議を経て、緑庭会協議会へ報告する。
3. 本運営細則は2022年4月1日より実施する。

以上